



平成
22年度

肥料取締法一部改正等の説明会 並びに講習会が開催されました

当協議会恒例の「平成22年度肥料取締法(公定規格)一部改正等の説明会並びに講習会」を、3月24日に東京都千代田区の法曹会館で開催いたしました。

東日本大震災や原発事故の影響で、出席者は例年より少なかったですが、農林水産省消費・安全局農産安全管理課の田村勉課長補佐、同肥料企画班の水谷美奈子氏、農林水産省消費・安全局農薬対策室農薬検査班の西田郁子氏、同農薬指導班の加賀愛美氏、独立行政法人農林水産消費安全技術センター肥飼料安全検査部の一井宏肥料管理課長にご出席いただきました。

はじめに、今回の震災の犠牲者に対して黙祷を捧げたのち、各氏には平成22年度の肥料法改正点に関する説明、協議会員からの質問に対する質疑応答などをして頂きました。説明会終了後には、ハクサンインターナショナル(株)の水野隆代表取締役の講演会「ガーデンビジネス需要創造のポイント」も開催し、出席された皆さんは熱心に聴講していらっしゃいました。(事務局)



このたびの東日本大震災の犠牲者と被災者の方に、謹んでお悔やみと、お見舞いを申し上げますと共に、一日も早い復興をお祈りしております。

会長あいさつ



小塚純一会長

肥料・用土協議会としましては、消費者の皆様に必要な情報としましては、確実に伝えなければならぬ時期に来ているのではないかと、改めて感じています。今回の福島原発事故の関係でも、既に小売店様や消費者の皆様から、各メーカー様にお問い合わせがあったと聞いております。また、園芸は趣味の範囲を超えて、生活の一部になりつつあります。今後も食の安全の

見地からも、ますます家庭菜園をされる方が多くなるのではないのでしょうか。そして、国民生活センター様からは、消費者からのいろいろな問い合わせの事例をご報告いただきました。今日の理事会でも報告し、会員の皆様にも全員に発送いたします。このような状況の中、私達がきちんと情報収集し、販売店の皆様、流通関係の皆様、に確実に情報をお伝えするのが大切な使命と感じています。

見地からも、ますます家庭菜園をされる方が多くなるのではないのでしょうか。

そして、国民生活センター様からは、消費者からのいろいろな問い合わせの事例をご報告いただきました。今日の理事会でも報告し、会員の皆様にも全員に発送いたします。このような状況の中、私達がきちんと情報収集し、販売店の皆様、流通関係の皆様、に確実に情報をお伝えするのが大切な使命と感じています。

課長補佐祝辞



田村勉課長補佐

東日本大震災の被災された方々にお見舞い申し上げます。農林水産省としましては、対策本部を設置して最大限の支援を行うことにしています。東北地方の肥料工場に大きな被害が生じたことにより、農業生産に支障がないように肥料の生産・輸送には最大限の協力をしていきたいと考えています。

私も消費・安全局農産安全管理課では、その一環として3月22日に通知を出しています。被災を受けた企業の方々に向けては、賃借による肥料生産の手続きを簡略化や各種更新期間の猶予や保証票の表記変更の届出などの特例措置を行い、柔軟な対応をとるようにしています。

汚泥肥料は基準以上の重金属を含む可能性があります。その品質を保全するために、「汚泥肥料中の重金属管理の手引書」(平成22年8月)を利用して合理的な手法で品質管理することを推奨

しています。今後、汚泥肥料以外についても同様なものを作成していくこととしています。

家庭園芸用肥料に農薬が混入された事例を踏まえ、FAMICが開発した検査方法を用い特殊な効果をうたった、植物抽出液などを混入したような疑いの深い資材については重点的に検査をしていこうと考えています。家庭園芸用肥料で登録されている肥料にそのようなことのないよう指導させていただこうと考えています。

また、ニーム油については、肥料効果がないことから肥料への混合を認めないことになっており、これも引き続き必要な処置をとっていくので、ご了解願います。

2点目として輸入の有機肥料に尿素やメラミンが混入した事例がいくつか出ていることを踏まえ、生産工程が確認できない輸入肥料についても、検査の強化をしていきます。

最後に国民生活センターの報告書(http://www.kokusen.go.jp/news/data/n-20110317_2.html)で、3歳以下のお子さんの(活力剤や肥料の)誤飲の事例が散見されますので、その防止のために注意書きや配慮を十分にさせていただきようお願いします。

肥料取締法に基づく普通肥料の公定規格については、肥料生産業者等からの要望をもとに、科学技術の進展や農業情勢などを踏まえた上で、肥料の品質保全や安全性確保の観点から適時見直しを実施し、改正を行っています。

公定規格の改正手続きについて

生産業者などから規格の改正に係る申し出があり次第、改正事項について外部有識者の意見を踏まえた上で検討し、規格案を作成します。

公定規格を改正する際には、食品安全基本法に基づいて食品安全委員会に意見を聴くこととされていることから同委員会に食品健康影響評価を諮問します。諮問後は、同委員会及び同委員会肥料・飼料等専門調査会において、肥料に含有する恐れのある有害重金属が食品を介して人の健康に悪影響を及ぼさないかどうかという視点から評価が行われ、その評価内容について国民の意見を聴くパブリックコメントが行われます。寄せられた意

見に応じて再度、同委員会及び同専門調査会で審議され、「食品を介して人の健康に悪影響を与える可能性はない」と判断されれば、その旨農林水産省に答申されます。

答申後は行政手続法に基づいて農林水産省で実際の規格案についてパブリックコメントを実施し、さらに、WTOのTBT協定(貿易の技術的障害に関する協定)に基づいて、海外の各加盟国に対して意見を聴き、寄せられた意見によっては再度、規格案を見直します。このような流れを経て確定された規格は一ヶ月間の周知期間を経て施行されます。規格が改正されるまでには最低でも1年以上はかかります。

公定規格の改正等について

公定規格の改正については、下記のとおり新設3件および改正4件、計7件について手続きを進めています。

■公定規格の新設

①熔成汚泥灰けい酸りん肥(今後、名称が変わる可能性があるため仮称)＝下水道の終末処理場から生じる汚泥を焼成したものに、肥料又は肥料原料を混合し、熔融した肥料をりん酸質肥料に新設する。

(リンの代替資源として注目されている下水汚泥の焼成物を使用した肥料を、りん酸質肥料に新設して欲しいという要望に応えるため規格化に向け作業中です。今のところ保証成分は熔成けい酸りん肥と同様とすることとしており、製法、規制する有害成分、その他の制限事項については熔成汚泥灰複合肥料と同様とする予定です。)

②混合動物排せつ物複合肥料(仮称)＝「乾燥豚ふん」及び「乾燥牛ふん」に化成肥料等を混合した肥料を複合肥料に新設する。

(家畜の排泄物を化成肥料の原料として認めてほしいという要望に応えるため、現在「乾燥豚ふん」と「乾燥牛

ふん」を原料に生産された化成肥料を混合動物排せつ物複合肥料として複合肥料に新設することを想定しています。今のところ保証成分、規制する有害成分は化成肥料と同様とする予定ですが、その他の制限事項においては品質のばらつきを抑えるための条件を付す予定です。)

③混合たい肥複合肥料(仮称)＝「家畜ふんたい肥」又は「食品残渣たい肥」に化成肥料等を混合した肥料を複合肥料に新設する。
(考え方は基本的に混合動物排せつ物複合肥料と同じであり、「乾燥豚ふん」「乾燥牛ふん」が、「家畜ふんたい肥」「食品残渣たい肥」に書き変わったのですが、唯一大きく異なるのは、家畜ふんたい肥、食品残渣たい肥については片方の使用のみを認め、同時使用は認めないこととしている点です。)

■公定規格の一部改正

①熔成けい酸りん肥＝原料として「マンガン含有物」及び「ほう酸塩」の使用を認める。

(このような微量成分も一発で施用したいという農家の要望に応えるため、原料としての使用を認める方向で規格化に向け作業中です。保証成分として、新たにく溶性マンガン、く溶性ほう素を設定する予定ですが、規制する有害成分やその他の制限事項については現行通りを予定しています。)

②化成肥料＝化学的操作を加えて生産される化成肥料の原料として、「熔成汚泥灰複合肥料」の使用を認める。

(物理的製造方式で生産される化成肥料において、既に原料としての使用が認められている熔成汚泥灰複合肥料について、化学的製造方式で生産される化成肥料の原料としてもその使用を認めて欲しいという要望に応えるため、認める方向で規格化に向け作業中です。今の

ところ保証成分、規制する有害成分、その他の制限事項は現行通りを予定しています。)

③混合有機質肥料＝原料として「鶏ふんの炭化物」の使用を認める。

(施肥労力の軽減等の要望に応えるため、化成肥料、複合肥料の原料として既にその使用が認められている「鶏ふん炭化物」を混合有機質肥料の原料としても認める方向で規格化に向け作業中です。今のところ保証成分、規制する有害成分、その他の規制事項は現行通りを予定しています。)

④混合汚泥複合肥料＝原料の「汚泥発酵肥料」の使用限度量を20%から40%に引き上げる。

(要望どおり認める方向で規格化に向け作業中です。今のところ保証成分、規制する有害成分は現行通りを予定しています。)

■普通肥料への混入が許される農薬の追加

現在、1件について改正すべく手続き中です。

配合肥料に対して、イネのイモチ病や白葉枯病などを防除する殺菌剤プロベナゾール(0.80%以下)及び イネミズゾウムシやイネドロオイムシなどを防除する殺虫剤イミダクロプリド(0.07%以下)の混入を認めることとしています。

(これは肥料と農薬を同時に一発で施用したいという農家の要望に応えるもので、この2種の農薬については、ここに記載されている最大量でもって既に化成肥料への混入が認められているため、配合肥料でも認める方向で規格化に向け作業中です。)

事前に皆様からおあずかりした質問事項への回答は次の通りです。

Q1

家庭園芸用複合肥料の生産・輸入について、直近5年間の登録数量の状況を教えてください。

A 平成16年の登録数は446件、業者数は126社。17年は449、業者数は分かっています。18年は登録数451、業者数139。19年は登録数472、業者数141。20年は登録数508、業者数150。これは有効登録数なので、その年に登録されたわけではありませんが、それぞれ若干増加傾向にあると思います。

Q3

肥料の安全性について教えてください。肥料取締法で混入が予想される重金属については規制があり、基準値が定められていますが、化学合成肥料自体の安全性(作物・食品残留性、土壌残留性、環境安全性)は問題ないと考えてよいのでしょうか。

成分によっては今後、基準値設定などの可能性はないのでしょうか。

A 作物に吸収されて人畜に影響を与える物質が現在の化学合成肥料の中に含有されているかということであれば、私達が把握している限りでは今のところそういったものはないと考えています。同様に土壌残留性、環境安全性についても、肥料中の物質でこのようなことが起こるとは考えておらず、従って今のところ新たな基準を作ることは考えていません。

Q5

「特定農薬(特定防除資材)の検討対象としない資材に関する指導について」(22消安第8120号平成23年2月4日)の通知について詳しくご説明ください。

A 今回の通知により、特定農薬の検討対象としない資材が示されました。このうち、「名称から資材が特定できないもの」、「原材料に照らして使用量や濃度によって、農作物や人畜等に害を及ぼすおそれのあるもの」(通知の別表1.2に該当)については、今後、使用者自らが農薬と同様の効能があると信じて使用する場合であっても取締の対象となります。それらの資材が農薬として製造・販売・使用されている場合、「無登録農薬と疑われる資材に関わる製造者・販売者等に対する指導について」に関する通知(H19年)に示された判断基準および手順に従い、都道府県や、農林水産省の出先機関である農政事務所が指導します。

Q2

肥料の毒性を消費者保護の見地から行政上、どのように考えていますか。また、肥料の誤飲誤食発生時に医療機関への返事として、法律に適合した方法があればご教示ください。

A 肥料取締法では、毒性や消費者保護は特段定められておりません。毒性は毒物劇物取締法で規定されます。肥料については特段該当するようなものではありません。法律に適合した通知の方法に関しては、特段ないと聞いています。

Q4

最近、化学物質に対してGHSに従った表示およびこれに基づくMSDS作成の動きがあるようですが、肥料はどのようになるのでしょうか。

A 肥料についてはGHS制度の導入予定はありません。特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律(略称・化管法、PRTR法)において肥料成分の一部が対象物質に指定されており、これについてはこの法律に基づいてGHSに準拠したMSDSの公開が必要になります。これは消費者でなく、業者に対するもので、物質としては塩化第一鉄、カルシウムシアナミド、マンガン及びその化合物、ほう素化合物等があります。これが1%以上含有されたものは、MSDSの公開が必要です。

Q6

特定農薬に指定されているものには、関連する情報提供として薬効が認められる対象病虫害および参考となる使用方法が示されていますが、これ以外の病虫害についても効果が確認されれば、その効果を訴求して、特定農薬を販売できますか？

A 特定農薬を販売する際の表示については、農薬取締法第7条に基づく表示義務は課せられていませんが、同法第10条の2により、有効成分の含有量もしくはその効果に関して虚偽の宣伝をしてはいけません。特定農薬を販売する際、農林水産省のホームページで紹介している使用方法以外の方法について、科学的根拠に基づき、効果を謳って販売することは問題ありませんが、効果を謳う場合、その効果の内容については販売者自身が責任を負うこととなります。

講演 ガーデンビジネス 需要創造のポイント

ハクサンインターナショナル(株) 水野隆 代表取締役



ガーデニングブーム後、非常に長い不況を経験しているが、背景には売場が大きく変わってきたことが、かなり影響している。

ホームセンター(以降HC)が大きくなる過程で価格破壊が起こり、説明販売する人手がかけられなくなり、売場はペチュニアやパンジーなど簡単に育てられるものだけになっていった。似たものがどんどん溢れて、安さ勝負になり、このサイクルが10年間行われたことにより、マーケットが縮小してしまった。

それならそういったことを止めて、消費者が潜在的に欲しがるものを供給すればよいのではと思われるだろうが、この10～20年の間に、HCの台頭からワンストップショッピングの出来るスーパーセンターの登場など、販売環境は劇的に変化している。その急激な変化に、流通や供給する側はまだ現在でも対応できていない。

HCが、今後もっと多くの園芸商品を販売するようになるのは明らか。ただ今後はどんどん淘汰、合併吸収され、今は上位10社で売上げの70%を占めるが、それが100%に近づいていくだろう。

園芸専門店がHCの陰で衰退していき、従来型専門店からどんどん進化していく店しか生き残っていけないだろう。従来型専門店はどうか変わればよい。従来店はHCと逆のことをやっていけばいい。

「カテゴリーキラー」は、そのカテゴリーで圧倒的な品揃えをしようというもの。米国のロジャーズガーデンは、6年前にトマトの苗木66種類を売っていたが、去年は110種類あった。それが良いか悪いかは別として、それほど差をつけないとHCに勝てないということ。今後、専門店のあり方としてカテゴリーにこだわった店が出てくると思う。

「コンセプト型専門店」は、今の消費者のライフスタイルに合った生き方を提案していく店。そのライフスタイルにはどういう商品が必要か、コンセプトに沿った1つのモデルを作り、それに合う商品、

植物、服装などを提案する。園芸以外の店はよくあるが、園芸でもこうした店が現れると思う。

「地域密着型専門店」ができないと、高齢化社会には対応できない。ワンストップは若い人には便利だが、高齢者には不便。そこにビジネスチャンスが生まれる。

ネットショップは園芸に関して非常に可能性がある。園芸商品は何が良いか、何が悪いかわかりにくい。ネット上できちんと説明して、消費者を納得させることができれば、ネットの方が難しい商品を売るには適している。園芸商品はネットに向いていると思われる。

なにをするにもターゲットを明確にしなければならない。日本は世界一の超高齢化社会になっている。われわれは一番のお客様の高齢者に対して、どのようなサービスが出来ているのだろうか。

改めて園芸商品を見てみると「大きくてかさ張る・重い」「(植物商品は)水に濡れている・持ち運ぶと水が漏れる」「選ぶのが難しい」「使い方がわからない」「近くに売っていない」と、高齢者にとって嫌なことばかり。

今後われわれは高齢者に対応できるビジネスモデルを作っていかなければならない。例としては①説明書がなくても買うことが出来る商品②ユーザーにとってカンタン・ラクラクな施肥管理③培養土などの重量品の配達システム(園芸店だけでは商圏が広くて対応できないので、近隣のスーパーや酒屋等と組んで重量品を運んでもらう。これからは他業種ともリンクさせることで、初めて消費者にとっての利便性が出てくる)④一緒に楽しむことの出来るコミュニティー(市民農園等のコミュニティーが増えている。店頭販売しなくても、そういうコミュニティーで周年使ってもらえるような商品はできないか。)⑤出来た商品の販売(そうした商品を売ることができれば楽しいし、社会に役立っていることを実感できれば生きがいにもなる)。そういう商品を提供できれば、われわれのビジネスはどんどん進化する。

一番いけないことは、園芸品はHCか園芸店や、それに類したところでしか売れないと考えている発想。主力のユーザーに、便利で、簡単に、楽しくできるものを提供する手段はいろいろある。それを組み合わせて、初めて新しい需要ができてくる。日本が高齢化社会になって、ビジネスチャンスが最大になった時代に、われわれが出来たことをきちんとやれば、必ず園芸がビジネスとして盛んになっていくと確信している。

会員紹介 ◇毎回、会員リスト掲載順に紹介していきます

株式会社JOYアグリ

本社 〒103-0022

東京都中央区日本橋室町4-2-17 第5サンビル5階

TEL 03-3242-3600 FAX 03-3242-3622

<http://www.joy-agris.com/>

事業内容・各種園芸肥料・用土販売及びその他園芸用品販売。

当社株式会社JOYアグリは、園芸肥料製品を通じて、身近に自然の息吹を感じられる「自然的生活」をお届けします。

具体的な特徴としては、昔ながらの一番しほり菜種油かすから、今年で発売15周年となるなめくじの忌避材「なめくじ逃げ〜逃げ〜」など、歴史のある園芸資材を幅広く扱っております。

家庭園芸を楽しまれるお客様が、植物を栽培される際に役立つ肥料・用土・園芸薬剤・資材を製造販売しています。園芸業界随一の製品開発センターにより、有効性・安全性・利便性において確かな品質の商品開発を常に心がけ、お客様視点での商品とサービスをお届けすることにより、花と緑を育てる豊かな心をお客様と共有できる会社として、企業活動に取り組んでいます。

住友化学園芸株式会社

本社 〒103-0023

東京都中央区日本橋町4-2-7 タケダ本町ビル4階

TEL 03-3270-9758 FAX 03-3270-9779

<http://www.sc-engei.co.jp>

事務局より

総会・講演会の日程が決定しましたので、お知らせ致します。

第28回家庭園芸肥料・用土協議会通常総会【日時】7月21日(木)13:00【会場】メルパルク大阪(大阪市淀川区宮原4-2-1 TEL06-6350-2111)

家庭園芸肥料・用土協議会は、家庭園芸の安全で健全な振興のために、メーカー企業有志により昭和59年に設立されました。

家庭園芸肥料・用土協議会

〒650-0041 神戸市中央区新港町14-1 財団法人日本肥糧検定協会関西支部気付

TEL 078-332-6491 FAX 078-332-6545 <http://www.a-hiryo-youdo.com/>